

○石井町有料広告掲載取扱要綱

平成28年6月28日

告示第66号

(目的)

第1条 この要綱は、町が所有する公有財産、物品、印刷物等の資産(以下「町有資産」という。)を有効活用し、町の新たな財源を確保することにより、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、町有資産に民間企業等の有料広告を掲載するその取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは、次の町有資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 町の印刷物
- (2) 町のホームページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める町有資産

2 この要綱において「広告掲載」とは、民間企業等の広告を広告媒体に掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしないものとする。

- (1) 町有資産の目的及び公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義又は主張
- (7) 個人の宣伝
- (8) 美観風致を阻害するおそれのあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (12) 町税等を滞納しているもの

(13) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でない認められるもの
(広告掲載の優先順位)

第4条 広告の優先順位はつぎのとおりとする。ただし、同一の順位内における優先順位は、第7条に規定する広告掲載申込みの受付順とする。

- (1) 町内に事業所等を有する法人及び自営業者
- (2) 前号に該当しないもの

2 町長は広告として掲載することが適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該広告の掲載を優先することができる。

(広告の規格及び掲載位置)

第5条 広告の規格、掲載位置、広告料等は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集、選定等の方法は、広告媒体ごとに、その性質に応じて別に定める。

(広告掲載の申込み)

第7条 第2条に規定する広告媒体へ広告を掲載しようとする者は、石井町有料広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度における市町村税の納税証明書。ただし、町内に事業所を置く者又は住所を有するものについては、申込書に併記されている宣誓・同意欄中、町税納付状況調査に同意の意志表示をすることによって町税に係る納税証明書の提出を省略することができる。
- (2) 掲載したい広告案(封筒レイアウト及び封筒見本)
- (3) 法人にあっては、法人の業務内容を明らかにする書類等(会社案内等)

(広告掲載の決定)

第8条 町長は申込書を受理した時は、第3条及び別に定める基準に基づき、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づく決定をしたときは、その結果を申込者に石井町有料広告掲載決定通知書(様式第2号)又は石井町有料広告掲載(不可)決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(審査委員会の設置等)

第9条 広告掲載の適否について審査するため、広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会の委員は、総務課長、税務課長、財政課長、住民課長、社会教育課長及び町長が

指名する者をもって組織する。

3 審査委員会に委員長を置き、総務課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査委員会の会議)

第10条 審査委員会の会議は、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたとときに、委員長が招集する。

2 審査委員会の会議は、委員長が議長となる。

3 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載は、掲載決定後、町長の指定する期日まで一括で前納するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めたとときはこの限りではない。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納された広告掲載料は還付しない。ただし、町の責により広告掲載ができなくなったときは当該掲載料を還付するものとする。

この場合の還付する広告掲載料は、掲載が出来なくなった月の翌月分以降の総額とする。

(広告の責任等)

第13条 広告の内容に関する一切の責任は、広告掲載する者が負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告掲載する者の負担とする。

(広告内容等の変更)

第14条 広告掲載する者は、広告が掲載された後、広告内容を変更しようとする場合又は町のホームページ広告において、リンク先のホームページ内容を変更する場合には、町と協議しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告掲載する者は、自己の都合により、掲載広告の取下げを行う場合は、石井町有料広告掲載(取下げ)願(様式第4号)により、町長に広告掲載の取下げを申し出ることができる。

(広告掲載の取消し)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による広告の記載の決定又は掲載中の広告を取り消すことができる。

- (1) 町長が指定する期日までに広告の原稿を提出しなかったとき。
- (2) 町長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) 広告掲載する者が法令等に違反する行為を行ったとき。
- (4) 町のホームページにおける掲載広告について、広告表示からリンクした箇所に広告掲載する者が管理するホームページが存在しなくなったとき。
- (5) 町のホームページにおける掲載広告について、広告表示からリンクした広告掲載する者のホームページに、第3条に規定する表示や行為が認められたとき。
- (6) 広告掲載する者の事業所等がなくなったとき。
- (7) その他広告掲載に支障があると町長が認めたとき。

2 前項の規定による取消しを行ったときは、石井町有料広告掲載(決定)取消し通知書(様式第5号)により申込者に通知する。

(損害賠償)

第17条 広告掲載する者は、その責めに帰すべき理由により広告掲載ができなくなり、町に損害を与えたとき又は広告内容により町及び町民等に不利益や実害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(庶務)

第18条 審査委員会の庶務は、各課広告掲載を募集する課において処理する。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則(令和元年6月1日告示第62号)

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日告示第31号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。